

# 岡山市立保育園・認定こども園（全区共通）自家用電気工作物保安管理業務委託 仕様書

## 1. 委託場所

岡山市立保育園・認定こども園（別紙のとおり）

## 2. 自家用電気工作物の概要

別紙のとおり

## 3. 履行準備期間及び履行期間

履行準備期間 契約日から令和7年3月31日

履行期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日

## 4. 業務の内容

### （1）定期的に保安管理する業務

① 自家用電気工作物（以下電気工作物という。）に関する維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、必要な指導、助言を行う。

なお、その詳細及び具体的基準は、別紙Ⅰ「岡山市立保育園・認定こども園（全区共通）自家用電気工作物保安管理業務委託 細目書」及び別紙Ⅱ別表第1「点検、測定、試験の基準等」によるものとする。

② 電気事故その他で電気工作物に異常が発生し、又は発生する恐れがある場合において、市若しくは中国電力株式会社より通知を受けたときは、事故原因を探し、応急措置を指導し、再発防止にとるべき措置を指導、助言するとともに、必要に応じて電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続きの指導を行う。

③ 点検、測定および試験の周期については、月次点検を別紙「月次点検頻度一覧」のとおり、年次点検を毎年1回、臨時点検を必要の都度、工事期間中を毎週1回以上、竣工検査を必要の都度とする。

④ 委託者（以下、甲）及びその職員が行った、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、受託者（以下、乙）は保安業務担当者としての観点から点検を行うものとする。

### （2）絶縁監視装置の設置（任意）

法令上の設備条件を満足する場合は、低圧電路の絶縁（漏電）を24時間監視するために絶縁監視装置を受託者の責任において設置し、これを維持管理すること。

但し、絶縁監視装置を設置する場合は、次の①から⑤の各号に定めるところによる。

① 設置工事に要する費用及び保守費用は受託者が負担する。

② 甲は、受託者が絶縁監視装置を設置する場所の提供、電話回線など既存の施設の利

用について便宜を供するものとし、乙の絶縁監視装置を無断で移設、取外し、修理等を行わない。

- ③ 絶縁監視装置の情報を、甲の加入電話回線を利用して自動的に乙の事業所に通報する場合又は甲が乙に電話連絡する場合の電話料は甲が負担する。
- ④ 甲の電気工作物の変更等により絶縁監視装置の設置要件に適合しなくなった場合、及び電気工作物が未改修により絶縁不良が継続する等、絶縁監視装置による監視が不能となった場合、並びに本契約が消滅した場合は絶縁監視装置を乙が撤去する。
- ⑤ 甲は年1回装置の性能に関する試験を実施し、乙へその内容を報告する。

### (3) 太陽電池発電設備

太陽電池発電設備の定期点検（月次点検・年次点検）においては、PCS（パワーコンディショナ）フィルタの目詰まりなどにも留意しながら点検を行い、年1回はフィルタ清掃も実施すること。

### (4) 随時実施する保安全管理業務

- ① 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きを行うものとし、その費用は乙が負担するものとする。（委託契約書及び委託契約細目書の作成を含む。）
- ② 電気の使用及び自家用電気工作物の工事・維持管理等に伴い、受託業務の範囲内で必要な電力供給会社への手続き等を行うものとし、その費用は乙が負担するものとする。（手続きに必要な書類作成等を含む。）

## 5. 保安業務担当者の資格等

- ① 乙は、保安全管理業務を実施するものには、電気主任技術者免状の交付を受けている者をあてる。
- ② 乙は、委託業務着手前に必要資格写しを提出するものとする。

## 6. 委託料の支払い

委託料は総額を12で除した金額を3か月ごとの金額とし、1円未満の端数は第1回目に合算する。支払い時期は履行期間の始期から3か月ごと（4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月まで、1月から3月まで）の12回に分け、各回検査合格後請求書を受理してから30日以内に支払うものとする。なお、履行準備期間に支払いは発生しない。

## 7. その他

### (1) 中国四国産業保安監督部への申請・届出

入札の結果、乙との契約が締結された場合は、契約開始日から乙の責任において速やかに保安全管理業務外部委託承認申請書ならびに保安規程届出書を作成し、中国四国産業保安監督部宛てに提出するものとする（電気事業法42条第1項、電気事業法施行規則

第52条第2項)。

(2) 関係法規の遵守

乙は業務遂行にあたり関係法規を遵守し、甲より次の①から③の記録等を開示するよう求めがあった場合は、直ちにこれを開示すること。

- ① 保護具・防護具の耐電圧試験記録
- ② 測定器具の校正・誤差試験記録
- ③ 他に職業を有しない宣誓書

(3) 点検報告書

① 月次・年次点検

点検月の翌月速やかに甲の指定する不良箇所対応状況表(対応状況・改善有無の確認を含む)を添え、点検報告書を提出すること。

不良箇所や指摘事項等があった場合は、その内容、原因、漏電調査結果等を具体的に記述するとともに、現場写真(遠影・近影)も添付すること。

② 臨時点検

呼出等による不定期の点検において、不良箇所や指摘事項等があった場合は、その内容、原因、漏電調査結果等を別途書面にて報告すること。また、現場写真(遠影・近影)も添付すること。

なお、いずれも不良箇所や指摘事項等の内容で緊急性が高いと判断されるものは、速やかに岡山市 岡山っ子育成局 保育・幼児教育部 幼保運営課へ一報すること。